

平成28年10月 5日
改正 平成28年10月26日
改正 平成29年 3月 1日
改正 令和元年 8月 1日
改正 令和 5年 4月26日

横浜町小規模風力発電施設建設に関するガイドライン
「横浜町ガイドライン」

1. 目的

この横浜町ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、横浜町において風力発電施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備の建設にあたって、横浜町民の安全・安心及び環境保全、景観形成の視点から、横浜町において事業を実施する際に遵守する事項や調整手順を示すことを目的とする。

2. 対象となる施設等

(1) 対象施設

このガイドラインの対象となる風力発電施設等とは、1基当たりの出力規模が100k w未満の風力発電施設及び付帯設備（以下「小規模風力発電施設」という。）とし、新設、増設、又は改修をする場合を対象とする。

なお、大規模な風力発電施設等については、国の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく「横浜町再生可能エネルギー基本計画」の計画事業の対象とする。

(2) 対象地域

このガイドラインの対象地域は横浜町全域とする。

なお、横浜町民の暮らしの安全・安心及び健康被害、騒音問題、景観保全等の観点から住宅地周辺への建設は避けること。

(3) 住宅等

このガイドラインの住宅等とは住宅、商用店舗、事業所（常時無人の倉庫等は除く。）、並びに学校等の文教施設、保健医療施設、福祉施設とする。

(4) 近隣住民等

このガイドラインの地域住民等とは小規模風力発電施設から300m以内の区域に居住する者及び住宅等の管理者とする。

3. 建設等に当たっての基準

(1) 住宅等からの距離

小規模風力発電施設の建設にあたっては、住宅等から300m（高さ13m未満の施設は250m）又は当該施設の最高到達点と地上との垂直距離の7倍のいずれか大きい距離以上離れていること。ただし、住宅等から150mを超えて離れており近隣住民等から書面による同意を得たときは、この限りではない。

(2) 騒音

最も近い住宅等において、騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値内（昼間55dB以下、夜間45dB以下）、または環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に定める指針値の、いずれか低い値を超えないこと。

(3) 低周波音

最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参考値を超えないものとする。

(4) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(5) 自然環境

小規模風力発電施設の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(6) 景観

- ① 事業者は、小規模風力発電施設の建設等に当たって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。
- ② 小規模風力発電施設の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。
- ③ 事業者は、景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講じるものとする。
- ④ 事業者が小規模風力発電施設及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

(7) 光害

事業者は、小規模風力発電施設及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物への影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

(8) 文化財

事業者は、小規模風力発電施設の建設にあたって、建設等の影響から文化財を保護するよう努めるものとする。

(9) 道路からの距離

小規模風力発電施設の建設にあたっては、道路法第2条第1項に規定する道路から小規模風力発電施設の最大の高さに相当する距離以上離れていること。ただし、道路管理者から書面による同意を得たときは、この限りではない。ただし、町道の場合、同意を必要とするが書面は不要とする。

4. ガイドラインによる調整手順

(1) 事業説明

事業者は、小規模風力発電施設の設置地域及び規模の概要を計画した段階で、横浜町及び関係住民（地権者等）、町内会、公的機関や関連団体等に事業説明すること。

(2) 事業説明の結果報告

事業者は住民説明会等の実施結果について、内容や参加者の状況等について、随時、横浜町へ報告すること。

(3) 本ガイドラインに基づき横浜町へ提出する資料事業者は小規模風力発電施設の事業着手する日の50日前までに、次に掲げる書類を提出すること。

① 小規模風力発電施設建設に関する届出書（別紙様式）

② 風車位置及び離隔距離を示した公図等

公図等に風車設置位置を点で示し、公図等の縮尺に合わせて300m（高さ13m未満の施設は250m）又は当該施設の最高到達点と地上との垂直距離の7倍のいずれか大きい距離の円を図示し、住宅等との離隔が一見して確認できるようにすること。

③ 国の再生可能エネルギー発電事業計画の新認定制度の事業計画と設備認定（写）

④ 電力との接続契約（写）又は接続の約束が確認できる資料（写）

⑤ 周辺居住者及び集落又は周辺地権者等への小規模風力発電施設建設の説明状況及び説明会資料（写）

⑥ 小規模風力発電施設を住宅等から300m（高さ13m未満の施設は250m）以内に建設する場合には近隣住民等からの同意書（写）

5. 建設等の工事中及び工事完成後における調査

事業者は、小規模風力発電施設の建設中及び建設後についても環境及び景観等の保全に関し、「3. 建設等にあたっての基準」の遵守に努めなければならない。

6. 設置後の維持管理等

(1) 事業者は設置した施設について、破損又は事故等を未然に防止するよう務めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合は、速やかに横浜町に報告すること。

(2) 事業者は、設置後に騒音、電波等の障害が発生した時には、その状況を横浜町に報

- 告のうえ、原因を調査し誠意を持って対応し、その内容を横浜町に報告すること。
- (3) 事業者は設置施設での事業が終了した場合は、責任をもって施設を撤去すること。

7. 関係機関との連携

町長は、事業者を発電設備の適切な管理及び運用に導くために必要があると認めるときは、経済産業省資源エネルギー庁及びその他の関係機関等に必要な措置を講ずるよう要請するなどの連携を図ることができる。

8. その他

- (1) 小規模風力発電施設の建設にあたり、住民等から事業者へ申し入れのあった事項については、誠意を持って対応するとともに、その内容を横浜町に報告すること。
- (2) 既存の建設済み風車については半径300m以内のすべての居住世帯から風力発電事業に対する承諾書又は同意書を得て、周辺住民及び地域の理解を得た上でその旨を横浜町へ報告すること。
- (3) 本ガイドラインを遵守しない事業者等については、事業者名、事業概要等を公表するとともに、今後横浜町での再生可能エネルギー事業のすべての取扱いの中止を求めるとする。